

一般質問のあり方について

1 平成19年議会改革報告書

(1) 現状と課題

- ・ 行政全般について執行機関の所信をただすという質問本来の目的が曖昧になっている。また、単に事業内容を確認するだけの質問もあり、理事者の所信を引き出せていない。
- ・ 現状一人当たりの質問時間が長く、質問・答弁とも冗長になりがちである。

(2) 見直し結果

- ・ 一般質問の意義「行政全般について執行機関の所信をただすためのものである」ことを周知徹底する。
- ・ 単に事業内容を確認するだけの質問を自粛するほか、簡便な発言を心がけるなど発言の効率化をはかることとする。

2 現状の課題

- ・ 質問の前提の説明や解説、自分の意見の主張に固執している場面が多く見られる。
- ・ 市長答弁が少ない。
- ・ 質問内容が細かすぎる。
- ・ 要望・演説が長く、場合によっては質問せずに終わる。
- ・ 今の質問時間のやり方では、時間がまだあるのでと、意見をずっと発言するようになってしまう。
- ・ 人が話を聞ける時間を考慮し、質問時間を考えてみる必要もある。
- ・ 代表質問の重みを考えたときに、代表質問の最小時間より一般質問の上限時間が長いのはどうなのか。
- ・ 一問一答制の導入によって、質問全体の趣旨がわかりづらくなっている。
- ・ 常任委員会（委員協議会）の所管事務調査が十分に活用されていない。

3 協議の視点（10/17の議会活性化検討会議で確認）

- ① 一問一答制の検証
- ② 発言時間の見直し
- ③ 常任委員会の活用

①一問一答制の検証・②発言時間の見直し

1 一問一答制の検証

(1)導入の経緯

①平成19年議会改革報告書

現状と課題： 2回目の質問からは自席で行っており一問一答も可能となっているが、初回の質問は登壇して一括質問・一括答弁方式で実施しているため、傍聴者にとって内容の把握が困難となっている。

見直し結果： 初回からの一問一答方式の導入について、今後も検討を続けることとする。

②平成23年7月15日議会運営委員会

議長から、下記の理由により一問一答制の導入について諮問された。

- ・多くの市民からは「テレビを見ていても何だかわからない」という意見がある。
- ・一問一答制については、傍聴する方にとって、議論がわかりやすくなるものとする。

③平成23年12月16日議会運営委員会

一問一答制の試行導入を決定。

(2)メリット、デメリット

	メリット	デメリット
一括質問	・質問全体の趣旨・意図、各項目の関連性がわかりやすい。	・質問に対し、答弁の順番が異なることから市民にわかりづらい。 ・登壇しての質問は、相手の顔が見えず演説調になりがちである。
一問一答	・質問と答弁が一体なので市民にとってわかりやすい。	・細かい質問になりやすい。 ・質問全体の趣旨・意図、各項目の関連性がわかりにくい。 ・通告した質問をしないまま時間切れとなることがある。

2 発言時間の見直し

(1)現状（議運申合せ）

①代表質問

3人以上の会派に認め、発言時間は会派所属議員数の区分による。

会派所属議員数	発言時間
3人～4人	90分以内
5人～7人	100分以内
8人～10人	110分以内
11人～	120分以内

②一般質問

- ・ 定例会毎に質疑、質問をあわせて1人100分以内。
- ・ 発言時間は、議員持時間と会派持時間とする。
 - ア 議員持時間は1人60分とし、他の議員への割り振りはできない。
 - イ 会派持時間は会派所属議員数に20分を乗じて得た時間とし、各会派は当該時間を同会派内の質問議員に割り振ることができる。

(2)中核市における1定例会・議員1人当たりの配分時間（申合せ等）

配分時間(分)	市数
15分	1市
20分	1市
25分	3市
30分	10市
40分	5市
45分	2市
50分	2市
60分	16市
75分	1市
80分	2市（函館市含）

※答弁時間を含まない場合は、時間を2倍にして算出

※会派に配分している場合は、議員1人当たりに換算

3 対応案

- (1) 一般質問は、行政全般について長の所信をただすことが目的であることを再認識する。
- (2) 一括質問を選択可能にし、その場合は質問を大綱ごとに、答弁を質問順に行う。
- (3) 質問時間を見直すことにより、細かな質問の比率が長の所信を質すことよりかなり多い現状を改善し、一般質問本来の趣旨に近づける。
 - ① 一般質問の上限時間は、代表質問の最小時間を超えない時間（80分、70分または60分）とする。
 - ② 当市においては、議員持時間と会派持時間を設定し、会派持時間を調整することによって上限時間までの質問が可能となる制度運用をしているが、上限時間が配分時間と同じになるのであれば会派持時間を設定する意味がなくなることから、上限時間を超えない範囲で議員持時間、会派持時間それぞれを見直す必要がある。

	上限時間	議員持時間	会派持時間	持時間の計
案 1	・ 80分	60分	10分	70分
案 2		50分	20分	70分
案 3	・ 70分	40分	30分	70分
案 4		50分	10分	60分
案 5	・ 60分	40分	20分	60分
案 6		40分	10分	50分

※ 会派持時間は所属議員1人あたり

③常任委員会の活用

1 一般質問と所管事務調査

(1)一般質問

- ・ 議員個人のお意思で行うことができる。
- ・ 地方公共団体の権限に属する行政全般にわたって、長に対し事実の説明を求め、あるいは所見をただすことが目的である。
- ・ 一般質問で述べた意見は議員個人の意見であって、議会の意思ではない。

(2)所管事務調査

- ・ 所管事務調査は、当該団体の事務に関する政策の提言を行う基となるものである。
- ・ 委員会に認められた権限であり、委員個人が行使することはできない。
- ・ 調査の範囲は、委員会の所管内に限られる。
- ・ 調査事項の決定は、委員会の議決による。

2 対応案

- ・ 議員個人が行う一般質問と、委員会で行う所管事務調査、それぞれの役割を認識し、その効果を最大限に生かす。